# 「人間の安全保障」概念の国家論へのインパクト

# ― 国家と人間の二元論に対して ―

# 福島 涼史

The Impact of "Human Security" Concept on State Theories
- Against the Dualism of State and Human -

### Ryoshi FUKUSHIMA

### 概 要

「人間の安全保障」概念の平和論,及び,国家論へのインパクトを,概念を理論的に整序しつつ,論じる。ポジティブなインパクトとして,人権からのアプローチを補完し核兵器使用を禁止しえること,ネガティブなインパクトとして,軍事的な人道的介入の根拠となりえることを指摘する。これらを通じて,「国家」と「人間」を対峙させる理論的傾向を批判的に検討し,「人間の安全保障」概念の4段階を提示しつつ,国家理論の再論を導く。

キーワード:「人間の安全保障」, 平和論, 人道的介入, フランシスコ・デ・ビトリア

### はじめに

- 一 二元論的構成
- 二 人権の補完
- 三 介入の根拠
- 四 ビトリアの正戦論

おわりに

# はじめに

被爆地,長崎にとって,「人間の安全保障」は,ことさらに注目される概念である。それは,核兵器使用を禁止する強力な論拠となりえる。なぜならば,それは瞬間的な物理的破壊のみを問題にする,人道法上の論拠とは異なり,永続的な,いわば,目に見えにくい影響をも視野に入れるからである。さらに,重要なこととして,それはまた,「恐怖からの自由」という概念を核としており,現実の使用のみならず,核兵器がいつ何時投下されるか分からないという(潜在的)脅威をも対象としている。安全とは,物理的なものではなく,しばしば,人々の主観的なものだからである。

この「人間の安全保障」概念は,一方で,「平和」にとっては,いわば諸刃の剣である。ケル

ゼンがすでに看破したように,国連体制は本来,「人間の尊厳・安全」などの正義よりも安定・平和を優先した体制(不介入の原則)であるが,この概念によって人間の安全保障のための武力行使という議論がなされるに至った。前者は,「国家の安全保障」でしかなく,これに対して,「人間の安全保障」の時代が来たともいわれる。

この「人間の安全保障」概念が,国連開発計画(UNDP)によって提唱されたこともまた, 意義深い。この概念は,国際社会に取り残さてきた「地域の国際化」を目指すものであり,また, 広義の平和構築という意味において,「国際紛争の予防」という国際連合が取り組んでいる課題 を必然的に内包している。

これら諸々の含意のある「人間の安全保障」概念を,理論的に整序し,今後の論議の基礎を提供することが本稿の目的である。

# 一 二元論的構成

### (1)新たな「登場」

トーマス・ホッブズのその時代より、「人間の安全保障」は「国家の安全保障」に先立つものである。よく知られているように、安全(保障)を巡って、各人に対する各人の戦争状態が惹起され、その克服のために国家が誕生するというシナリオが、ホッブズのそれである¹。ホッブズに限らず、およそ、個人から出発して、国家を構成しようとする社会契約論は、このように「人間の安全保障」のための手段・装置として国家を構成する。国家理論の歴史からすれば、「人間の安全保障」が、「国家の安全保障」に対する反省、補完として新たに登場したと語られることは、奇異にも思われる。

「安全保障」は従来「国家安全保障」そして「国際安全保障」という形で,「国家」そして国家群が構成する「国際社会」という制度的な枠組みのなかで理論化されて論じられ,そのために多くの現実が不可視化されてきた。その意味で,「人間」の「安全保障」は本来の「安全保障」の国家中心の概念規定そのものを問題にし,その結果「神封じ」にされて不可視化されてきた現実を可視化する概念である<sup>2</sup>。

### (2)認定制度のインパクト

「人間の安全保障」が「国家の安全保障」に覆い隠されていたとすると,それは,国際連合憲章という制度的な枠組みのために他ならない。確かに,国連憲章それ自体に,「人間の安全保障」の理念的,規範的基礎を見いだそうという向きもある。しかし,国連憲章は,諸々の理念や規範の規定の束であることを超えて,強力な「制度」,制裁の制度の枠組みである。その制度上に,「人間の安全保障」が組み込まれていないことが,不可視化の原因といえる。

安全保障理事会がいわゆる憲章第7章下で行動するための前提としてなす,「平和に対する脅威,平和の破壊又は侵略行為の存在」の決定は,最後の「侵略行為」が如実に示すように,ある国家による他の国家に対する行為を想定している。この想定の陰になって,「人間の安全保障」

<sup>1</sup> Thomas Hobbes, *Leviathan sive de Materia, Forma, et Potestate Civitatis*, Opera Philosophica quae Latine Scripsit Omnia, Vol. III, Scientia Aalen, 1961, p.99, 131. トマス・ホップズ(永井道雄・宗片邦義訳)「リヴァイアサン」永井道雄責任編集『ホップズ』中央公論社(1996年)156, 196頁。

<sup>2</sup> 武者小路公秀『人間の安全保障 - 国家中心主義をこえて - 』(ミネルヴァ書房, 2009年) 6 頁。

<sup>3</sup> S. Neil MacFarlane and Yuen Foong Khong, *Human Security and the UN: Critical History*, Indiana University Press, 2006, pp.64-67.

の側は,本来,制裁行動を発動させるものとしては,憲章上組み込まれていない。これを覆すべく,いわば戦略的に,当の「国家の安全保障」とのアナロジーによって,「不可視化されてきた 現実」を可視化するために,「人間の安全保障」の新しさが強調されるのである。

国際連合の制度の真の強力なところは,軍事力ではなくて,むしろ,特定の主体による,ある時を以てなされる決定,認定ということにある。この制度としての安全保障に関する決定,認定の対象が,国家のそれであるために,「国家の安全保障」のみが取り扱われてきたような印象を受ける。

### (3)人間なき国家

特定の主体による認定ということが、「人間の安全保障」と「国家の安全保障」の相関の鍵といえる。なぜならば、「人間の安全保障」のための「国家の安全保障」だという、「人間の安全保障」優位の構成は、国家理論のそれであるのに対して、安全保障に関してなされる決定は、ある時を以てなされる実際の制度上のものだからである。

「人間の安全保障」の前史(prehistory)として、ホップズを契機とし、raison d'état を旗印とする国家主義が語られる4。しかし、それだからといって、国家の陰に隠れていた、「人間」が再発見されたというのは、おかしい。なぜならば、ただ歴史上も特異に国家にスポットライトが当てられていたに過ぎないからである。国家論上は、「人間の安全保障」が没却されたことは一度もないし、またありえない。安全保障理事会の実行の評価として、たとえば、第7章の「平和」の意味内容として、「人間の安全保障」が解釈上発見されたということはありえる。しかし、制度上の「発見」と国家理論上のそれが混同されてはならない。

「国家」に隠れた「人間」が発見されるという構成,否,「国家」と「人間」を対峙させる構成は,すべて国家理論を誤るものである。何となれば,「国家とは政治的統一体 (politische Einheit)の状態におけるフォルク以外の何ものでもない」からである $^5$ 。

国際連合憲章やいわゆるウェストファリアの伝統の特殊性は,国家にスポットを当てることではなく,領土(領域)に固執することにある。侵略が「平和に対する脅威」、「破壊」であるということは,直接には,領土に対する行為こそが,それだということである。あえていえば,領土定位の平和概念は,ある意味では,人間からのみならず,国家からも乖離したものである。

「国家の安全保障」に対する「人間の安全保障」の提唱は、「国家」と「人間」を対峙させることにより、間違いなく、国家理論に新たな反省的契機を与えるものである。そして、同時にそれは、それぞれの安全保障が目指すところの平和とは何かを再び問うことにもつながる。そして、「人間の安全保障」概念の平和論へのインパクトを詳論することは、また、国家理論の再論を導く。

# 二 人権の補完

### (1)経済的出自

「人間の安全保障」概念は、もとより国連制度上の「国家の安全保障」概念と対等なものとして、それを克服すべく「登場」したのではない。そこでのsecurityの意味は、むしろ平和というような目指されるべき状態であって、第七章的な軍事行動を惹起するようなトリガーとしてで

<sup>4</sup> *Ibid*., pp. 36-40.

<sup>5</sup> Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, 8. Aufl., Duncker & Humblot, 1993, S. 212. カール・シュミット (阿部照哉・村上義弘訳)『憲法論』みすず書房 (1974年) 251頁。

はない。

「人間の安全保障」を初めに提唱したのは、開発に携わる国連の機関、すなわち、国連開発計画(UNDP)であって、その1994年の報告書が、「人間の安全保障」という語を用いた。

核爆発が長崎と広島を壊滅させたが,人類は,世界大の核破壊を阻止するという最初の 試練に耐えた。しかし,50年後,我々は,核の安全保障から人間の安全保障へという思考 における重大な移行をなせねばならない。

…人間の安全保障は,子どもが死なないことであり,疫病が蔓延しないことであり,職が奪われないことであり,民族対立が暴力に至らないことであり,反体制派が沈黙させられないことである。人間の安全保障は,武器とは関わらない それは人間の生命と尊厳に関わるのでえある<sup>6</sup>。

その機関の特質からも、明らかなように、ここで提唱されているのは、人間の開発に関わる「人間の安全保障」であって、福祉や社会保障といったものに近似する。実際、同報告書において、「人間の安全保障」への脅威(に関連するもの)として、リストアップされている7つのカテゴリーは以下のとおりである7。

- · Economic security
- · Food security
- · Health security
- · Environmental security
- · Personal security
- · Community security
- · Political security

「欠乏からの自由 (freedom from want)」として、総括できるこの「人間の安全保障」は、経済的なものを指しているといえる。

日本は,1998年より「人間の安全保障」外交政策を展開したとされるのであるが<sup>8</sup>, Tadjbakhsh らからも,これは「欠乏からの自由 (freedom from want)」の政策であるとして,この延長線上に位置づけられている<sup>9</sup>。

### (2)恣意的剥奪という限定

上の国連開発計画(UNDP)の報告書が、「人間の安全保障」を核兵器の脅威から説き起こしていることは示唆的である。核兵器からの自由こそが、平和論への「人間の安全保障」の、いわばポジティブなインパクトだからである。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights)」は,その第6条第1項において次のように言明する。

<sup>6</sup> UNDP, Human Development Report 1994: New dimensions of human security, 1994, pp.22-23.

<sup>7</sup> Ibid., pp.24-25.

<sup>8</sup> 大江博「新しい日本外交 『人間の安全保障』」の視点から」髙橋哲哉・山影進編『人間の安全保障』(東京大学出版会,2008年)231頁。

<sup>9</sup> Shahrbanou Tadjbakhsh and Anuradha M. Chenoy, *Human Security : Concepts and Implications*, Routledge 2007, p.29.

すべての人間は,生命に対する固有の権利を有する。この権利は,法律によって保護される。何人も,恣意的にその生命を奪われない。

Every human being has the inherent right to life. This right shall be protected by law. No one shall be arbitrarily deprived of his life.

よく知られているように,この直後に死刑への言及があり,第6条は,死刑を直接禁止するものではない。しかし,生命権とも呼びえる人権(権利)を明示していることに違いはない。

このいわゆる生命権は,核兵器からの自由,核兵器による生命剥奪からの自由を禁止していると思われ,事実,核兵器使用を違法だとする立場から,援用された。すなわち,国際司法裁判所の「核兵器使用の合法性に関する勧告的意見」(1996年)も,この第6条に言及するのである。しかし,同勧告的意見は,この生命権が,戦時,平時にわたって,適用されることを認めつつも,次のように,人権(第6条)の問題に正面から答えることを回避した。

恣意的にその生命を奪われない権利は,原則として,敵対状況においても適用される。何が恣意的剥奪であるかは,しかしながら,特別法 (lex specialis),すなわち,敵対行為を規制すべく,武力紛争に適用される法の側で定められるべきものである。したがって,戦時の特定の武器による特定の生命の損失が,規約第6条に反する生命の恣意的な剥奪にあたるかは,武力紛争に適用される法をみることによってのみ決定され,規約の規定からは導くことができない10。

まず,注目されるのは,第1文の本来の生命権,すなわち,「生命に対する固有の権利」が無視されて,「恣意的に生命を奪われない権利」に,いわばすり替えられていることである。勧告的意見は,同規定が恣意的な取り扱いを禁止しているに過ぎないものだと,その意義を限定する。その上で,その恣意性の基準自体は,取り扱い,すなわち,加害・攻撃方法について規定する武力紛争法にゆだねるのである。

問題は,しかしながら,テクニカルな条文の解釈に尽きるのではない。多かれ少なかれ,人権 (論)には同種の限界がつきまとう。同勧告的意見が,示唆しているように,核兵器のような大 量破壊兵器は,個人を恣意的に取り扱うことはない。無差別兵器であるがゆえに,平等・対等に すべての人を殺害する。一方で,本来,人権というのは,個人の国家(政府)に対する防禦(権) であり<sup>11</sup>,国家(政府)による個別の介入に対抗するものである。最も典型的には,国家によっ て特定の個人が,政治的理由で拘禁され,死に至らしめられるような事態を想定しており,いか に逆説的に響こうとも,無差別・一律に生命を奪う核兵器の使用は,その射程の外に取り残され てしまうのである。

### (3)包括性

人権のいわゆる防禦権的構成は,次のような古典的な人権論のドグマにより表される。それは,(a)個人主体性,(b)対国家性,(c)脱国家性の三要件を堅持する。そして,上述のように,この要件が,特定の局面では,保護の対象・範囲を限定してしまう。

これに対して、「人間の安全保障」は、補完的役割を果たす。いずれの要件も課されていない

<sup>10</sup> International Court of Justice, Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, para . 25, p.18.

<sup>11</sup> Carl Schmitt, S. 164. 阿部照哉・村上義弘訳, 195頁。

からである。

まず,(a)個人主体性についていえば,「人間の」は,必ずしも,個人を単位とするものではなく,上のカテゴリーの,特に,Environmental security や Community security から明らかなように,集団もその主体となる。(b)対国家性についていえば,「人間の安全保障」は,特定の「加害者」を想定していない。災害や疫病さえも,いわば「加害者」である。最後の(c)脱国家性については,むしろ,この逆ともいえ,国家が積極的に関与し,あるいは公的なものに人々が参与することが,予定されている - Political security。

このように、「人間の安全保障」は、国家の個人に対する恣意的な行為よりも広く、集団を含めた「人間」の生存を危うくする脅威、そのような事態に着眼するがゆえに、核兵器の脅威に対して十分に対抗概念となりえるのである。MacFarlaneらは、事実、「核兵器と人間の安全保障」という問題設定を行い、両者の歴史を追うことにより、これからの議論の基礎を提供している12。これが、平和論への「人間の安全保障」の、いわばポジティブなインパクである。

# 二 介入の根拠

### (1)転換

これまでの UNDP 的な「人間の安全保障」概念に対して,新たな側面が強調されるようになり,「人間の安全保障」概念は転換を果たす。

「恐怖からの自由 (freedom from fear)」という語は,上の UNDP の報告書にも見受けられるが $^{13}$ ,それがはっきりと政治的,軍事的意味を帯びるようになったのである。先の人権の要件に即していえば,(b) 対国家性が皮肉にも再浮上してきたことになる。

この新機軸が打ち出されたのも,当初の概念同様,国連から,しかも,事務総長からである。 ミレニアムのアナン事務総長の報告書『われら人民(*We the peoples*)』は,「人間の安全保障」 概念に言及しつつ,軍事行動としての人道的介入を最後の手段として論じたものである<sup>14</sup>。 Mac-Farlaneらは,この「発展」を,「人間の安全保障」への脅威に対して,人々を守る義務が受け入 れられていったことを示すと評する<sup>15</sup>。

UNDP的な「人間の安全保障」概念に、総花的であるとして、元来批判的だったカナダが16、この動きを加速させた。このカナダが、オタワ・プロセスと呼ばれる対地雷の政策もリードしていることからも分かるように、力点は、ますます武器や犯罪などの物理的な恐怖からの自由に移っていき、経済的なものは脱色されていった。

### (2)介入論

このカナダの動きは,国際刑事裁判所 (International Criminal Court)の設立,及び,介入と国家主権に関する国際委員会 (International Commission on Intervention and State Sovereignty)に結実する<sup>17</sup>。そして,同委員会は,2001年に,『保護する責任 (*Responsibility to Protect*)』という報告書を提出する。

<sup>12</sup> S. Neil MacFarlane and Yuen Foong Khong, p.116.

<sup>13</sup> UNDP, p.24.

<sup>14</sup> Kofi Annan, We the Peoples , 2000 , p.46 , 48.

<sup>15</sup> S. Neil MacFarlane and Yuen Foong Khong, p.177.

<sup>16</sup> Shahrbanou Tadjbakhsh and Anuradha M. Chenoy, p.30.

<sup>17</sup> *Ibid*., p.31.

カナダは大規模な海外派兵を行う軍事力がないということもあり,軍事的介入には,必ずしも, 積極的なわけではなく,同報告書も,また,全体としては,軍事的介入を抑制しようしている。 しかし,この報告書の眼目は,軍事的介入の基準を定式化したことにある。たとえば,同報告書 は次のように軍事的介入が正当化される状況を挙げる<sup>18</sup>。

意図された国家行動,もしくは,国家の怠慢,もしくは,行為不能力,もしくは,破綻国家状態の帰結としての,現実の,あるいは,予測される大規模な生命の損失 殺害,強制的移動,威嚇,もしくは,強姦によって実行される大規模な「民族浄化」

いかにそれがその意図において、軍事的介入を抑制しようとしていようとも、これは、初めて、公に軍事的介入の基準を提示したものであり、そこに画期性があった。それまでも何度となく軍事的介入は、実際にはなされてきていたが、その場合、場合の特殊性が説かれ、その場限りの行動であることが強調されていた。これに対して、この報告書は、いわば正面から軍事的介入が行われるべき一般的・普遍的基準を提示し、介入論を提示したのであった。そして、その鍵概念が他ならない「人間の安全保障」である。

### (3)破綻国家

上の報告書で注目されるのは、「破綻国家(状態)」という概念である。同報告書は、「責任としての主権」という概念を提唱しており<sup>19</sup>、端的には、これは、その責任を果たしていない国家(状態)ということになる。Tadjbakhshらはこのような、「人間の安全保障」を果たそうとしない、あるいは、果たす能力がない「国家」を弱体国家(weak state)と呼んでいる<sup>20</sup>。

「破綻国家」が単に,自国民を保護しない機能不全の国家(弱体国家)を指すだけならば,あるいは,この概念のインパクトは,補助としての介入の要請という,ごく限られたものになっていたに違いない。しかし,実際は,より強力な意味を帯びていた。「国家主権の壁を低くする」といわれる「破綻国家」概念である<sup>21</sup>。

そもそも、介入論としての「人間の安全保障」概念が、国連という枠から出てきたというのは、本来、奇異なことである。国連体制は、「人間の安全保障」などの「正義」よりも、「平和」、しかも、越境的な軍事行動のない事態という意味の消極的平和を優先した体制である(不介入原則国連憲章第2条第4、7項)。国連システムは、典型的には侵略に対処する装置(=安全保障)としてのみあり、それは、「正戦論の否定」であるとも評される(J・クンツ)<sup>22</sup>。そこでの鍵概念が領域を基礎とする国家であり主権国家であることはいうまでもない。

このことを踏まえるならば、国家性、主権性が否定されるということは、不介入原則の対象外に置かれるということを意味する。国家であり、主権国家であるから、国連憲章上のいわば保護を手厚く受けて、介入から守られているところ、ひとたびその地位が否定されるならば、その元国家に対する軍事的な介入を妨げるものは何もないことになる。いわば国連憲章上の市民権剥奪・内敵宣言であるといえる。弱体国家は、いかに弱体でも国家であるが、強い意味の「破綻国

<sup>18</sup> International Commission on Intervention and State Sovereignty, Responsibility to Protect, 2001, p.32.

<sup>19</sup> *Ibid*., p.13.

<sup>20</sup> Shahrbanou Tadjbakhsh and Anuradha M. Chenoy, p. 172.

<sup>21</sup> 松隈潤『人間の安全保障と国家機構』(国際書院,2008年)20頁。

<sup>22</sup> Josef L. Kunz , 'Bellum justum and bellum legale', American Journal of International Law, Vol . 45 , 1951 , pp.528-534.

家」は、すでに国家ではなく、そこにあるのはただの土地ということになる。

# 三 ビトリアの正戦論

#### (1)正戦論

先の報告書『保護する責任 (*Responsibility to Protect*)』は,介入の基準を論じるにあたって,just cause (正当原因)という用語を敢えて用いている<sup>23</sup>。いうまでもなく,just cause (正当原因)というのは,古典的正戦論が提示する,戦争が正しいものであるための三要件の一つである。同報告書は,自らの規律しようとする介入を,正戦論の理論枠組みの中で,とらえようとしたわけである。Kaldorもまた,「人間の安全保障」を扱い,「正しい戦争と正しい平和 (Just War and Just Peace)」という問題設定を行っている<sup>24</sup>。

正しい戦争を論じるはずの理論といわゆる人道的介入が関係していることは一見,奇異に思われる。しかし,古典的正戦論は,まさに人道的介入を核として,発展したともいえるのである。

トマス・アクィナスにつぐ,正戦論者,フランシスコ・ビトリア(Francisco Vitoria,1485頃-1546)は,『インディオについて(*De Indis*)』(講義録)において,正戦論を展開している。スペインのアメリカ大陸到達とその後の植民活動が惹起した政治的,法的問題(いわゆる「インディオ問題」)に,この講義によってビトリアは答えたのである。

あまり知られていないが,この講義において,スペイン側の戦争を正当化しえる根拠として,論じられているのが,現代の用語でいえば,現地で行われている非人道的取り扱いであった<sup>25</sup>。 具体的には,祭式の犠牲として捧げられるいわゆる人身御供とそれに伴うとされるカニバリズムである。これらの行為をやめさせるべく,潜在的被害者を救済すべく,人道的介入が説かれているのである。

確認すべきは 侵略に対する単なるリアクションとしての軍事行動とは全く異質でありながら , 介入論は , すでにその始原において , 正戦論という理論枠組みの中で , 論じられてきたことであ る。

#### (2)主権論批判

上のビトリアの介入論 = 正戦論に関して,クリティカルな問いは,ビトリアが介入される側, すなわち,ビトリアの言葉でいえば,インディオ側に国家性が認められていたのか,あるいは, それが否認され,破綻国家とされていたのかである。

これについて、Anghie は否定的に答える。*Imperialism, Sovereignty and International Law* は、ビトリアがヨーロッパ内の国家間に適用されていた国際法を、ヨーロッパ国家とアメリカ先住民の国家との関係に拡大・援用したという一般的な理解を紹介した上で、自らはこのまったく逆の理解をとると言明する。正しくは、ビトリアは、既存の doctrines (理論)に依拠しつつも、これらの理論をあるいは、再概念化し、あるいは、新しく創造し、インディオの惹起した新しい問題に対処したとされる。スペイン人とインディオとの encounter (遭遇)によって生じた特殊な

<sup>23</sup> International Commission on Intervention and State Sovereignty, p.32.

<sup>24</sup> Mary Kaldor, Human Security, Polity Press, 2007, p.154.

<sup>25</sup> De Indis, Sect. III, 15: "Alius titulus posset esse propter tyrannidem vel ipsorum dominorum apud barbarous vel etiam propter leges tyrannicas in iniuriam innocentium, puta quia sacrificant homines innocentes vel alias occidunt indemnatos ad vescendum carnibus eorum." Francicus de Vitoria, De Indis et de Ivre Belli Relectiones, ed. by Ernest Nys [The Classics of International Law, ed. by James Brown Scott], William S. Hein & Co., Inc., 1995, p.265.

問題から国際法が作られたというのが,そこでの最重要のテーゼである26。

そこでは4段階に分けてビトリアの理論が分析され,その4つは次のように要約できる。1)ビトリアは,教皇の普遍的管轄権という古い中世的な法理論を論破し,世俗的な国際法への道を開いた。2)ビトリアは,自然法の観念を持ちだすことで,普遍的に拘束力のあるシステムを作った。3)ビトリアは,この普遍的なシステムがスペイン人-インディオ関係に対等に適用されるとし,特別な(不平等な)帰結を導いた。4)ビトリアは,自然法に違反があった場合の,その帰結としてのenforcementと制裁を用意し,インディオに対する軍事力行使を正当化した<sup>27</sup>。

この Anghie 正戦論理解の最重要概念が主権概念である。主権概念は,他者との encounter によって惹起されるものとされ,ここでいう他者は異なる宗教・習慣,文化をもつ者のことである。 Anghie 主権論によれば,主権概念というのは,いわば,区別・差別の「論理」であって,万人を拘束する国際法の違反というギアをかませて,文化的差異を,法的差異に変換する道具概念である。

このように, Anghie は, その古典にさかのぼって, 正戦論の主権論としての特質をあぶり出し, その差別性ゆえに主権論を批判する。この意味では, 正戦論は, 常に, 「破綻国家」論なのである。

### (3)国家の要件

ここでは、詳論できないが、ビトリアは、その講義において、インディオ側の国家性を否認しているのではない。Anghie は強引にそれをリンクさせようとするが、そこに公の法が存在するか等の国家論と、介入が正当化される場合についての介入論は、別途に構成されている<sup>28</sup>。介入の根拠と国家の要件は、別々であり、そこには破綻国家論はない。Anghie が強調しているように、インディオ側に国家性が認められるゆえに、諸々の義務が、また、義務違反がインディオ側に対して語られているからである。

ビトリアの正戦論が重要なのは,その論敵たちが,インディオ側の国家性を否認していたのに対して,それをまずもって,認め,その上で,そのような国家性をもつ側に対しても,なお,介入が正当化される場合を構成したことである。介入の根拠,即,国家の要件とはならず,真正の国家に対する介入の可能性を開いたことに,その正戦論の理論的意義が存するのである。

#### おわりに

### (1)「人間の安全保障」概念の4段階

このように考察してくると,介入に関して次の異なる「人間の安全保障」概念の段階を指摘することができる。

<sup>26</sup> Antony Anghie, Imperialism, Sovereignty and International Law, Cambridge University Press , 2007 , p.15.

<sup>27</sup> *Ibid*., p.17.

<sup>28</sup> De Indis, Sect. I . 4: "Respondeo ergo ad quaestionem, ut ex ordine procedamus, quaeritur primo, utrum barbari isti essent veri domini ante adventum Hispanorum, et publice, i. e. , utrum essent veri domini privatarum rerum et possessionum et utrum essent inter eos aliqui veri principes et domini aliorum ." Sect. III , 15: "Alius titulus posset esse propter tyrannidem vel ipsorum dominorum apud barbarous vel etiam propter leges tyrannicas in iniuriam innocentium, puta quia sacrificant homines innocentes vel alias occidunt indemnatos ad vescendum carnibus eorum ." Francicus de Vitoria, De Indis et de Ivre Belli Relectiones, ed. by Ernest Nys [The Classics of International Law, ed. by James Brown Scott], William S. Hein & Co., Inc., 1995, p.222, 265.

### 長崎県立大学国際情報学部研究紀要 第12号(2011)

- a) そのために国家が設立されるところの国家の目的 社会契約論
- b) その達成が各国家に課せられている現実の義務 「責任としての主権」論
- c) それへの脅威が介入を正当化するところの正当原因 弱体国家論
- d) その破綻が国家自体の破綻を帰結する主権存立要件 破綻国家論
- a)は、上述のとおりに、国家がそもそも何のためにあるのかを説明した純粋に理論的な性質のものであって、特定の主体による、ある時を以てなされる、「人間の安全保障」の存否についての決定を想定するものではない。ただし、人間と国家との峻別に対して、常に反省的契機を与えるという意義をもつ。
- b)も,ある側面ではこれと同じであって,表現の自由の尊重と同様に,平常の国家に対する, より正確には政府に対する義務を語っているわけである。上に述べた,人権に対する補完性とい うのは,まさにこのような段階の「人間の安全保障」概念に適合する。ただし,これらの二,三 の義務が,直ちに,介入を惹起するわけではなく,まして,国家性の否定につながるわけでもない。
- c)とd)との独立は,ビトリアの正戦論が示すところのものである。介入論が真に介入論であるためには,介入に際しての,真正の意味でのその根拠を示すべきであって,もとより相手側の国家性を丸ごと否定する破綻国家論とは自らを区別すべきである。

### (2)国家=領土概念

破綻国家論が,介入論として説かれるのは,他でもなく,破綻国家でなければ,介入は許されないと考えるからである。その意味では,狭義の介入論よりも,その実,抑制的な介入論なのである。その反面,特定の主体による,ある時を以てなされる,「人間の安全保障」の存否についての決定を想定するという意味で,国家論としてはラディカルな構成をとっている。

破綻国家論が、介入に抑制的なのは、不介入原則、厳密には、領土に対する不介入原則を重くみるからに他ならない。ある領土・領域に対して、武力でもって分け入ることは、領土の integrity (不可侵性)、否、神聖性を破るとみえるがゆえに、その絶対性を否定すべく、国家性を絶対的に否定するという道を選ぶのである。そこで、鍵となっているのは、実のところは、国家ではなく、目に見える領土である。当の領土を国家性、あるいは、主権性から解き放とうとして、理論的には、国家と領土を同一視する構成に近づいている。別言すれば、国家を領土へと即物化しているのである。

### (3)国家=人間概念

ところが,また,別の即物化もあることを指摘しなければならない。国家の,そこにいる人間への即物化である。このことは,上のa),b),d)がすべて混同される場合に起きる。すなわち,特定の目に見える人々の安全が脅かされていることで,その国家の義務違反がまず認定され,そもそもその義務履行は国家の成立要件であることに鑑み,国家それ自体が否定される場合がそれである。そして,これらをつなぐ鍵概念は,「人間の安全保障」である。

いわばスキャンダルとして、現実に人々が苦しむ様子が伝えられるが、その都度、まさに「人間の安全保障」が達成されていないゆえに、少なくとも潜在的には、そこには国家がないと構成される。「国家の安全保障」に「人間の安全保障」が優位しているのでは、もはやなく、「国家の安全保障」、即、「人間の安全保障」と両者が同一視されているのである。ここでも国家 = 領土の場合と同様、そこにいるその都度の人間の状態と、国家(status)が一体化している。

このことを理論的に下支えしているのは「安全保障」という用語,あるいは,概念といえる。 国家にとってその「安全保障」は,それに必要不可欠のものとして,尊重されるべきものと論じられてきた。繰り返しになるが,その「安全保障」は国家それ自体の否定であると考えるがゆえに,先んじて,国家性の方を否定するのが破綻国家論であってみれば,まさにそうである。これとのアナロジーにおいて,同じ「安全保障」という用語・概念のインプリケーションとして,「人間の安全保障」は,決定的に破綻することがありえ,また,その場合は,国家も破綻しているのであるということが観念される。

### (4)国家の不可視性

介入論と組み合わさった「人間の安全保障」概念の,特殊なインパクトは,それが,見に見える,可視化された事態と国家性とを合わせて論じるところにある。一方で,介入を抑制しようという局面では,国家がその領土において可視化,即物化され,他方,介入を要請しようという局面では,国家がその人間において可視化,即物化される。「国家の安全保障」に対して,「人間の安全保障」を,というように,両者が峻別される場合に,特殊にこのようなことが起こるのである。

国家と人間を峻別し,対峙させる構成は,不可避的に,両者の即物化をともなう。それを促進するのは,特定の主体による,ある時を以てなされる決定が想定される介入の局面であり,「人間の安全保障」概念がその鍵となっている。特に,この概念が,出自において,経済的なものであるために,特別に計量しえるものとして,語られるともいえる。

「国家とは政治的統一体 (politische Einheit) の状態におけるフォルク以外の何ものでもない 5°。その統一体は,巡航ミサイルや戦車によって,破られるものではない。その意味で,誰も国家に対して介入することはできないともいえる。介入論と組み合わさった「人間の安全保障」概念が与える真の反省的契機は,国家性の「基準」が,特定の主体による,ある時を以てなされる決定の対象にはなじまないとすれば,それはいったいいかなるものであるかというビトリア以来の課題である。「人間の安全保障」という新たな概念もまた,次の問いを導くのである。国家とは何か。

【付記】 本稿は,長崎県立大学「教育研究高度化推進費B」(平成22年度)の交付を受けた研究課題「Human Security(人間の安全保障)概念の平和論へのインパクト」の成果の一部である。

<sup>29</sup> Carl Schmitt, S.212. 阿部照哉・村上義弘訳, 251頁。